

雇用保険の改定に関する意見書

今回の雇用保険法の改定では、給付日数の短縮と延長、育児・介護給付率の引き上げ、国庫負担の暫定減額措置の廃止が組み合わされるとともに、保険料率の引き上げがその内容になっている。

まず、失業保険の給付日数は、これまで年齢層別になっていたが、今回の改定では、一般離職者には年齢層別はなくなり、給付日数も 90～180 日短縮される。

このような給付日数の改定は、リストラを容易にするという政策的意図によるものであり、これにより一般離職者と、60 歳以上の労働者は早期に切り捨てられることになる。

育児・介護休業に対する給付は、現行の 25%から 40%に引き上げられるが、休業者 115 万人のうち、育児休業の給付対象者は 7 万人余、介護休業の給付対象者は 5 万 4,000 人であり、引き上げの対象になるのは休業者全体の 1 割強にすぎない。

また、雇用保険では、「短時間労働者」は週 20 時間以上とされているが、これも改善されていない。女性労働者がパート労働者の 7 割を占めているが、その労働時間は、1～14 時間が、約 200 万人、15～34 時間が 736 万人であり、数百万人がそもそも雇用保険の枠外におかれている状態である。

保険料率は、現行の 1,000 分の 11.5 から 15.5 になり、このうち本人負担は 1,000 分の 4 から 6 へと 5 割も引き上げられる。これは、平均的収入の労働者にとって、年間 9,000 円以上の負担増になる。

このように来年 4 月実施の改定雇用保険は、年金や医療や介護と同様、労働者の負担増、給付の切り下げ、国庫負担の実質削減という内容になっており極めて問題である。

よって、本市議会は、政府に対し、雇用保険が本来の目的である失業などで働くことができない労働者の生活と再就職の支援制度として抜本的に再検討されるよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 12 年 6 月 28 日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男